

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）モニタリング基本計画書（令和3年12月6日） 新旧対照表

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 モニタリング基本計画書 令和3年12月6日版	旧 モニタリング基本計画書（案） 令和2年12月24日改訂版
1	モニタリング基本計画書	全体	本文	モニタリング基本計画書	モニタリング基本計画書（案）
2	モニタリング基本計画書	全体	本文	経営審査委員会	（仮称）経営審査委員会
3	モニタリング基本計画書	1	脚注1	県の条例に基づく附属機関として設置された，外部専門家等から構成される本事業等のモニタリング等を行う委員会をいう。	外部専門家等から構成される本事業等のモニタリング等を行う委員会をいう。なお，（仮称）経営審査委員会については，今後，県の条例に基づく附属機関とすることを検討している。
4	モニタリング基本計画書	5	脚注4	—	セルフモニタリングについて具体的に規定するセルフモニタリング実施計画書の水道水質モニタリングの内容は，運営権者に提案させる。
5	モニタリング基本計画書	7	本文	任意事業のモニタリングは，各事業が要求水準を満たして適切に実施されているかの確認を行う。	任意事業は，その内容を応募者の提案に委ねることとしているため，県は要求水準書（案）において，要求水準を示していないことから，モニタリングの方法は応募者の提案に基づくものとする。
6	モニタリング基本計画書	8	表2-1	本事業開始予定日90日前から協議を開始し，本事業開始予定日30日前まで	法人，上水：基本協定締結後速やかに（ただし，遅くとも本協定締結後30日以内に） 工水，下水：本事業開始予定日90日前から協議を開始し，本事業開始予定日30日前まで
7	モニタリング基本計画書	9	表2-1	・計算書類の附属明細書 ・事業報告書の附属明細書	・計算書類の附属明細書 ・事業報告書の附属明細書
8	モニタリング基本計画書	9	表2-1	9個別事業の貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表	9個別事業の貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表
9	モニタリング基本計画書	17	表2-8	月間運転管理・水質管理報告書	月間運転管理報告書
10	モニタリング基本計画書	19	表2-10	書類：設計費内訳書 提出期限：設計完了後，速やかに 提出する書類の単位：改築ごと 承認：○	—
11	モニタリング基本計画書	19	本文	運営権者は，運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務について，当該業務の実施計画を策定し，遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ，表2-2，表2-3及び表2-5に示す書類に含めて県に提出して確認等を受ける。	運営権者は，運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務について，当該業務の実施計画を策定し，遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ，表2-2，表2-3，表2-5，表2-6，表2-8及び表2-9に示す書類に含めて県に提出して確認等を受ける。